

【民事訴訟法】

問題

以下のような訴えに確認の利益は認められるか。理由を正確に示して答えなさい。

- (1) 遺言無効確認の訴え（なお、遺言者死亡後のもの）
- (2) 具体的相続分の確認の訴え

なお、(1)については確認対象（訴訟物）選択の適否という観点に、(2)については確認対象（訴訟物）選択の適否ないし即時確定の利益という観点に、特に留意すること。

【刑事訴訟法】

以下の【事例】を読んで【設問】に答えなさい。

【事例】

警察官Kらは、かねてより覚醒剤取締法違反の疑いでXの行方を追っていたところ、令和4年10月1日午前10時頃、匿名の電話で「Xが、昨夜からβホテル305号室に宿泊している。明日にはチェックアウトする。」との情報を得たため、βホテルにXが宿泊していることを確認したうえ、捜索差押許可状（「捜索すべき場所」を「βホテル305号室」、「差し押さえるべき物」を「覚せい剤」とする）の発付を受け、同日15時頃、βホテルに赴いた。

到着後、Kらは、覚醒剤取締法違反の前科があるXが、警察官が来たことに気がつけば、すぐに覚醒剤等の証拠を破棄隠匿すると考え、支配人から予めマスターキーを借り受け、Xの宿泊する305号室に向かった。Kは、まず、ドアをノックし、ホテル従業員を装って「フロントの者ですが、ちょっと宜しいでしょうか。」と声をかけたが、Xは、部屋の内側から「用があるなら内線電話にしてくれ。」と叫び、ドアを開けることはしなかった。

そこで、Kらは、マスターキーを使って305号室のドアを開けると同時に「警察だ。」と言いながら、室内に入った。その直後、室内奥の椅子に座っていたXが立ち上がり、客室出入口に近いバスルームの方に歩き出そうとしたため、Kらはその前に立ち塞がった。その直後、Kは、Xに捜索差押許可状を示した。Xは、その場に立ち尽くしたまま、「勝手にしろ。」と述べた。

Kらは、室内の捜索を実施し、その結果、室内から覚醒剤（本件覚醒剤）を発見したので、これを差し押さえた。

それを見ていたXは、「警察も暇だね。俺より悪い奴、世の中にたくさんいるのにね。」と悪態をつき、鼻で笑った。それに腹を立てたKは、Xの胸ぐらを掴み、その左頬を殴った。それを見ていた他の警察官が「まずいですよ。」と止めに入ったため、Kは、「すまん、つい腹が立った。」と呟き、Xから手を離れた。

Xは、覚醒剤取締法違反（所持）で現行犯逮捕され、その後、同事実で起訴された。

【設問】

本件捜索・差押の適法性及び本件覚醒剤の証拠能力について論じなさい。